



写

事務連絡
令和2年8月7日

各 都道府県
指定都市 障害児支援主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

健康局難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業について
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な衛生用品等の優先配布事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

<事業の対象>

以下の1～4のいずれにも該当すること。

- 1 以下の①～④のいずれかの医療的ケアを受けている方
 - ① 人工呼吸器装着
 - ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
 - ③ 気管切開（①に該当しない者）
 - ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）
- 2 在宅にお住まいの方
- 3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方
- 4 65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方

本事業では、厚生労働省が運営する申込 WEB サイトに、事業の対象となる医療的ケア児者の方から直接申込をいただくこととしており、各自治体に配布に係るご協力をお願いするものではありませんが、本事業の周知について、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知方お願い申し上げます。

記

1 医療的ケア児者の家庭への周知依頼

管内の医療的ケアを必要とする方のご家庭に対して、本事業の周知をお願いいたします。文書により周知される場合、別紙1の文書をご活用ください。

2 障害福祉サービス事業所等への周知依頼

在宅の医療的ケア児者の方が支援を受ける可能性のある障害福祉サービス事業所等に対して、本事業の周知をお願いします。文書により周知される場合、別紙2の文書をご活用ください。

医療的ケア児者の方へアルコール綿と精製水を配布します

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅で、以下の医療的ケアを受けている障害児者に、無償で優先配布することとしました。

※ 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者の方（65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方）で優先配布を希望する方を対象としています。

対象となる医療的ケア

- ① 人工呼吸器装着
- ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
- ③ 気管切開（①に該当しない者）
- ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）

詳細は以下のリンク先から厚生労働省ホームページにアクセスしてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

障害福祉サービス等事業所の皆さま

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者（人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする障害児者）に無償で優先配布することとしました。

詳細は以下のリンク先から厚生労働省ホームページにアクセスしてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

貴事業所の利用者の方で、対象となる医療的ケアを受けておられる方がいる場合、本事業について周知をお願いいたします（対象者の要件については、上記リンク先の「1 事業の概要」をご確認ください。）

また、本事業への申込に当たっては、医療的ケア児者の支援者の氏名等を入力することを求めています（詳細は上記リンク先の「3 申込に当たっての注意事項」及び「4 医療的ケア児者の支援者の皆さまへ」をご確認ください）。

そのため、利用者の方から、貴事業所の名称等を入力することについてのご相談される場合もありますが、本事業の目的・趣旨を踏まえ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業

令和2年度第二次補正予算案：9.4億円

概要

- 人工呼吸器を利用する上で必要なアルコール綿等の衛生用品等については、新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者（以下「医療的ケア児者」という。）が入手しづらくなっている。
- そこで、国においてアルコール綿等を一括して買い上げ、医療的ケア児者が優先的に確保できるようなスキームを構築し、必要な衛生用品等を配送する。
- 実施主体：国

事業スキーム（イメージ）

- ① 医療的ケア児者からアルコール綿等の必要数を把握する。
- ② 厚生労働省において必要数を集計し、メーカーから一括で購入する。
- ③ 購入したアルコール綿等を医療的ケア児者に配送する。